

## 第 1 3 号議案

亀岡市職員定数条例の一部を改正する条例  
の制定について

亀岡市職員定数条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

亀岡市職員定数条例の一部を改正する条例

亀岡市職員定数条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「1 2 8 人」を「1 3 8 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 亀岡市職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 人口の急速な高齢化に伴う医療需要の増加に対応するため、病院事業事務部局の職員の定数を138人（現行128人）とすること。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行すること。